

子どもの自由な 遊びと学び

「子どもが豊かに育つ社会を目指して、一歩踏み出す大人を増やしたい」という思いから始まった本講座は今年で8年目を迎えました。これまで「貧困」「虐待」「発達障害」などをテーマに取り上げ、普段、見落とされがちな現代の子どもが抱える問題とその実状を学んできました。

今年度は「子どもの自由な遊びと学び」をテーマに、子どもが主体的に取り組む活動やそれを支える大人の役割、教育、地域の力について学びます。講師には、自由な遊び場「プレイパーク」で活躍するプレイリーダー、自由な学校「きのくに子どもの村学園」の学園長をお招きし、子どもの笑顔がはじける遊び場・教育の場のつくり方についてお話しいたします。具体的な声の掛け方や子どもの“やりたい”を引き出す方法について一緒に考えてみませんか。皆さんのご参加を心からお待ちしております。

第1回 9月30日(金)
19:30 ~ 21:30

「子どもの育ちに大切な
地域の力を考える」

フリーランス プレイリーダー
プレイ・コミュニティワーカー

高橋 利道 氏

オンライン
Zoom配信
(定員100名)

参加費：500円



第2回 10月2日(日)
10:00 ~ 12:00

「手をつかって考える
子どもとあそび」

学校法人きのくに子どもの村学園
理事長・学園長

堀 真一郎 氏

福井県社会福祉センター
4階 第1・2研修室
(福井市光陽2丁目3番22号)
/オンラインZoom配信

(定員: 会場30名、Zoom 100名)

参加費：1500円 (学生1000円)

※ふくいチャイルドライン養成講座(公開講座)としても実施しています



※コロナ感染状況により開催方法を変更する場合があります

大人が学びあう講座のお申し込みはこちらのQRコードからどうぞ

お申し込み締切：9月19日(月・祝)

<問い合わせ先>

認定特定非営利活動法人 福井県子どもNPOセンター



〒918-8106 福井市木田町36-1 コーポ木田201

TEL：0776-97-8460 E-mail：childnpo@muse.ocn.ne.jp

※オンライン希望の方は後日URLをお送りします(担当：加藤)

主催：福井県子どもNPOセンター 共催：福井市児童クラブ連絡協議会

講師紹介

高橋 利道 (たかはし としみち)

●講師プロフィール

フリーランス プレイリーダー、プレイ・コミュニティワーカー。NPO法人 日本冒険遊び場づくり協会理事。福井大学大学院在学中に建築・土木を学ぶ傍ら全国のプレイパークを巡り、Fukui Play-Studio 遊房を立ち上げ、初代代表に就任。修了後は冒険遊び場のプレイリーダー、建設コンサルタント・教育コンサルタント企業、中間支援NPOなどを渡り歩き、現在はフリーランス。学生時代から約20年子どもの遊び環境づくりを主軸にしながら、まちづくりに携わる。

堀 真一郎 (ほり しんいちろう)

●講師プロフィール

学校法人きのくに子どもの村学園理事長・学園長。福井県勝山市出身。京都大学教育学部・同大学院で教育学を学び、大阪市立大学人間福祉学科及び生活科学研究科教授を経て、現職に至る。自由な学校きのくに子どもの村学園の設立に尽力し、国内外から大きな注目を集めている。主な著書は、『体験学習で学校を変える一きのくに子どもの村学園の歩み』(2021、黎明書房)、『教育の革新は体験学習から一堀真一郎教育論考集』(2022、黎明書房)など。

福井県子どもNPOセンターの支援会員を募集

子どもたちの文化を豊かに育むこと、思いっきり子ども時代を過ごせること、そんな子どもたちひとりひとりの個性の輝きを応援するサポーターを募集しています。

支援会員

- ① 賛助会員… 子どもNPOセンターの目的に賛同し活動を支援する会員
- | | | |
|----------|------|---------|
| 個人会員会費 | 一口年額 | 5,000円 |
| 団体(法人)会員 | 一口年額 | 10,000円 |
- ② ボランティア会員… 子どもNPOセンターの目的に賛同し、活動にボランティアとして協力または参加する個人
- | | | |
|--|------|--------|
| | 一口年額 | 1,000円 |
|--|------|--------|

税制上の優遇措置について

「認定特定非営利活動法人」へのご寄付や、正会員以外の年会費等は、下記のような税制上の優遇措置(寄附金控除)が受けられます。ぜひご利用ください。

(1)個人のご寄付

<所得税>

(寄付金の合計額-2000円)×40%が税額控除されます。(上限:所得税額の25%)

<住民税>

自治体によって異なります。お住まいの自治体にお問い合わせください。

<相続税>

相続または遺贈により財産を取得した方が、取得した財産を相続税の申告期限内に寄付した場合、寄付をした財産には相続税が課税されません。

(2)法人のご寄付<法人税>

一般寄付金の損金算入限度額とは別に、損金算入することができます。

詳細については、最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。また、国税庁のウェブサイトでも手続きの詳細が掲載されています。